

契約締結時に交付する書面

この書面は、お客様との投資顧問契約成立につき、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時に交付する書面」と投資顧問契約書を兼ねる書面です。

【お客様】

氏名又は名称	
住所	
電話番号	

【当社】

商号	株式会社ユニオントラスト
住所	〒242-0021 神奈川県大和市中心2-7-2
金融取引業者	当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。 関東財務局長（金商）第1123号

【投資顧問契約成立日】平成 年 月 日

（ 会員区分及び契約期間に従った報酬額をご入金いただいた日とします。ただし、日経225先物システムトレード会員様のうち、②デイトレード及び③スウィングトレード区分については、弊社より「戦略ファイル」メールを配信した日とします。 ）

1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

2. 提供する投資助言の内容および方法

当社は、株券、国内外投資信託、日経225等先物取引を対象とし、定期的に配信するメールマガジン及び会員専用サイトにおける情報公開の他、以下の会員区分に従って助言を行います。

◆お客様の会員区分は、_____とします。

会員区分／助言内容と方法	期間	報酬（税込）
日経225先物システムトレード会員		
1 寄り引けトレード	30日	10,500円
日経225先物売買に関する情報を、システム分析により公開、提供する。	90日	31,500円
2 デイトレード	30日	31,500円 (情報商材代15,750円含)
日経225先物に関する情報を、システム分析による自動売買ロボットにより提供する。適宜、サイト上でも売買情報を公開する。	90日	94,500円 (情報商材代47,250円含)
3 スウィングトレード	90日	52,500円 (情報商材代26,250円含)
日経225先物売買に関する情報を、システム分析による自動売買ロボットにより提供する。適宜、サイト上でも売買情報を公開する。	180日	105,000円 (情報商材代52,500円含)
	360日	175,000円 (情報商材代87,500円含) ※報酬は全て税込みです。 ※成功報酬は頂きません。
日経225先物簡単デイトレ会員	1ヶ月	10,500円
日経225先物売買に関する情報を、分析者の判断に従い公開、提供する。	3ヶ月	31,500円 ※報酬は全て税込みです。 ※成功報酬は頂きません。
東証一部・新興市場個別銘柄会員	30日	10,500円
東証一部・新興市場より、短期・中期的に上昇が見込まれる銘柄を、見送りの日を除き、1日最低1銘柄以上公開、提供する。	90日	31,500円 ※報酬は全て税込みです。 ※成功報酬は頂きません。
新興市場個別銘柄会員	30日	10,500円
新興市場より、短期・中期的に上昇が見込まれる銘柄を、見送りの日を除き、1日最低1銘柄以上公開、提供する。	90日	31,500円 ※報酬は全て税込みです。 ※成功報酬は頂きません。

<p>特別法人会員</p> <p>国内の上場及び店頭登録株式、日経 225 先物・オプション、国内・国外投資信託の価値の分析に基づく投資判断に関し、システム分析及び分析者の判断に従い公開、提供する。</p>	<p>6 ヶ月</p> <p>12 ヶ月</p>	<p>1,260,000 円</p> <p>2,100,000 円</p> <p>※報酬は全て税込みです。</p> <p>※成功報酬は、契約資産に応じ下記の通り</p> <p>5,000 万円以上 5 億未満 30%</p> <p>5 億円以上 10 億円未満 25%</p> <p>10 億円以上 20%</p>
---	--------------------------	---

3. 報酬等について

この投資顧問契約によりお客様が当社に支払う報酬の額は以下に定める通りとします。

①報酬額

◆本契約によりお客様が支払う報酬は金_____円です。

お客様と取り交わす投資顧問契約に基づき、お客様の会員区分に従った助言報酬をお支払いいただきます。

(詳しくは、上記「2. 提供する投資助言の内容および方法」をご参照下さい。)

②契約成立日

契約成立日は、会員区分及び契約期間に従った報酬額をご入金いただいた日とします。ただし、日経225先物システムトレード会員様のうち、②デイトレード及び③スウィングトレード区分については、弊社より「戦略ファイル」メールを配信した日とします。

③契約期間

◆本契約による契約期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までの_____とします。

契約期間は、会員区分に従った期間のいずれかを、契約時にお客様にご選択いただきます。

④報酬の支払時期

報酬は、前払いとします。

オプションサービスの報酬については、企画の都度報酬額の支払期限を設定し、各期限までに支払うものとします。

成功報酬は推奨銘柄売却後、算出した報酬額を7日以内(土・日・祝日を除く)に、当社指定口座に入金するものとする。

⑤報酬の支払方法

報酬は、銀行振込またはクレジットカードにてお支払いいただきます。

⑥中途解約の場合

中途解約された場合、お支払いいただいた報酬に関して、いかなる理由により払戻しは致しません。

4. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する株券、国内外投資信託、日経225等先物取引についてのリスクは、次のとおりです。

①株式

(1) 株価変動のリスク

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変更などにより、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

(2) 株式発行者の信用リスク

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

5. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。
具体的な取扱は、次のとおりです。

①クーリング・オフ期間内の契約の解除

◇お客様は、契約締結時の書面（電子メールを含む）を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

◇契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

◇契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

ただし、日経225先物システムトレード会員のうち、②デイトレード及び③スウィングトレード区分については、情報商材代金を含んでおり、既にご提供済の情報商材代金部分についての返金には一切応じられません。

投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合

：投資顧問契約締結のために通常要する費用（書類、通信費等）相当額をいただきます。

投資顧問契約に基づく助言を行っている場合

：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。）と投資顧問契約締結のために通常要する費用（書類、通信費等）相当額をいただきます。

この場合、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てます。

また、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。お客様は、契約解除に伴う損害賠償、違約金は支払わないものとします。

②クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

◇クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面（電子メールを含む）による意思表示で契約を解除できます。

クーリング・オフ期間経過後は、報酬額の返金には一切応じられません。

6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

7. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- 1 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- 2 クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき
（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- 3 当社が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき
- 4 当社が、投資助言業を廃業したとき

8. 顧客の債権の優先弁済権

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、本契約により生じた債権に関し、当社が差し入れている営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

9. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - ◇有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引
 - ◇有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ◇次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ◇店頭デリバティブ取引又はその媒介、又は市場デリバティブ取引
- ② 当社および当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

10. 会社の概要

資本金	1,000 万円
役員の名	代表取締役 三浦 一誠 取締役 中澤 晴幸 取締役 塚原 正剛 監査役 榊 美彦
主な株主	三浦 一誠

分析者・投資判断者	三浦 一誠 塚原 正剛 伊藤 明
助言者	三浦 一誠 塚原 正剛 伊藤 明 榊 美彦
当社への連絡方法	電話番号 046-264-0030 電子メール
加盟協会	なし
他の事業	広告代行業 輸入代行業